

# 流山市立常盤松中学校いじめ防止基本方針

平成31年4月1日

常盤松中学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づいて、いじめ防止基本方針をここに定める。

## 1 いじめの定義といじめ防止対策の基本的な方針

### 1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。

### 2) いじめ防止対策の基本的な方針

いじめは、人権侵害であり、生命又は心身に重大な危険を及ぼすものである。いじめは、どこにでもおこりうることに強く認識し、決して許されるものではない。本校は、ここに、生徒と教職員、保護者が「しない、させない、許さない」の3ない宣言をする。いじめ防止対策推進法の遵守と、いじめ問題の対応に当たっては正確に丁寧な説明を行う。

## 2 いじめ防止の取り組み

本校は、学校教育目標「可能性は無限大」を掲げ、全校生徒が、毎日、元気で楽しい学校生活を送れるよう「いじめゼロ」を目指して全校あげて組織的に取り組む。

### 1) 全教育活動をとおして、いじめ防止の取り組みを推進するため、全職員で共通理解を図り、いじめ防止に努める。

- ①教職員の不適切な発言や体罰の排除
- ②生徒間、生徒と教職員間の暴力や暴言の排除
- ③「わかる授業」の展開
- ④生徒の自己肯定感を高めるための活動
- ⑤部活動を人間形成の場と捉える指導（勝利至上主義の排除）

### 2) いじめ防止につながる道徳教育、人権教育を重視し、全教育活動で推進する。

- ①道徳の時間の活用  
他者の考え方にふれ、自分の価値観を多様にしていく場の設定
- ②体験活動を通して豊かで強い心を育てていく。

### 3) 好ましい人間関係をつくる教育活動を推進する。

- ①挨拶運動の実施  
人間関係の基本は、挨拶である。生徒会活動を中心に、朝の挨拶運動を年間通して実施する。
- ②他学年との交流を深めるために、シスター交流を定期的に行う。
- ③豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピア・サポート）を活用する。

### 3 いじめの早期発見、早期対応の在り方

1) いじめは、日常生活の何気ない中で起こる。教師は、生徒の学校生活、保護者は、家庭生活の中で、生徒の生活ぶりに注視し、互いに密に連携して未然防止や早期発見に努める。

- ① 日常の教育相談の充実及び些細なことでも相談しやすい体制の構築と指導
- ② 子どもの変化の特徴を保護者に示す等の早期発見を促す啓発活動
- ③ チェック項目を決め、複数の職員による観察及び学年会による共通理解（学期1回）
- ④ 昼休み等授業時間外の生徒の人間関係を観察する。
- ⑤ 学校の相談窓口担当者（教頭、生徒指導主任、担任） 電話番号（04-7152-0842）

2) いじめ調査を行う。

定期調査が年間2回（前期・後期）「いじめについてのアンケート」としていじめ調査を行う。また、スクールカウンセラーへの悩み相談として、「悩み相談アンケート」も実施する。全校で集約し、生徒指導部会で、いじめの実態について詳細に調査し、具体的な改善策をたてて、組織的に早期対応をすすめる。

3) いじめの情報が得られた場合、速やかに校長まで報告をあげ、対応策を協議する。

4) いじめに対する措置

- ① いじめの情報について、1つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。また、一人ではなく、複数名で聞き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と通報者に圧力をかけない指導や配慮、いじめを行った生徒等への指導とその保護者への報告助言を継続的に行う。
- ③ いじめられた生徒及び、その生徒を助けようとした生徒への支援
  - 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える
  - 対応について説明し、不安な点を聞き取り、対応策を示す。
  - 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。
  - いじめの調査結果について本人・保護者へ情報提供する。
- ④ いじめの関係者間の争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為の恐れがある場合は、すみやかに教育委員会及び所轄警察署、青少年指導センター等と連携して対処する。
- ⑥ いじめ加害者への指導
  - いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
  - 自分はどうすべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
  - 本人・保護者にはいじめの事実を通知する。
  - 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、生徒・保護者の理解を十分に得るように留意する。
- ⑦ 観衆、傍観者への指導
  - いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
  - いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を生徒に示す。
  - 人権意識の醸成を図る。

5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、適切に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行っていく。

4 教育相談体制

- ①日常的に生徒等との教育相談をすすめる。学校内組織として学年、生徒指導部会と連携してすすめる。
- ②定期の悩み相談アンケート調査後、教育相談週間を設けて生徒全員と担任の教育相談を行う。
- ③週1回（原則水曜日）は県のスクールカウンセラーによる、生徒からの悩み相談にあたる。

5 生徒指導体制について

- ① 本校のいじめ防止対策推進委員会や生徒指導部会を中心として、いじめ防止策の推進にあたる。
- ② いじめの早期発見、防止に関すること、いじめ事案解決に関すること、いじめ問題に関しての生徒の理解を深めていくこと等について活動を行う。
- ③ 教育相談部会、主任会と連携を図り、全校体制で活動する。

6 重大事案への対処について

生命・心身又は個人の財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに次の対処を行う。

- ①重大事態の発生を流山市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対して事実関係等について報告する。

7 いじめ防止にかかわる校内研修の推進について

年間計画にいじめに関する研修を位置づけ、計画、組織的に研修を行う。  
外部講師を招聘する。

8 保護者、地域、関係機関との連携について

いじめ防止は、学校と保護者、地域、関係機関の連携が不可欠ととらえ、常日頃から情報を共有しながらいじめ防止対策をすすめていく。

## 9 常中スマホ五箇条について

楽しいスマホライフのために 常中スマホ五箇条（常盤松中学校生徒会執行部作成）

1. **10時以降**の使用を控える
2. **食事中**に使用しない
3. **他人を傷つける言葉・個人情報**を書き込まない
4. 家では、**保護者の目の届くところ**で使う
5. 迷惑のかからない使い方をする
  - ①歩きながら、**自転車に乗りながら**の操作をしない
  - ②車内では**マナーモード**に設定する

## 10 その他

このいじめ防止基本方針は、全校生徒および保護者に知らせることにより、他者からの意見も聞きながら実効性のあるものにしていく。学校便り、ホームページ等により、全家庭、地域に周知し、理解と協力をえていく。なお、この方針は、今後、いじめ防止対策会議等で点検及び改善見直しを図っていくことを付記する。